

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 22 年 1 月 4 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の諮問（情）第 143 号（以下「別件諮問事案」という。）に係る「審査会の判断」に至る実施機関の主張として、第 4 「実施機関の説明要旨」の中で、「（前略）なお、異議申立人が指摘する特定車両についても、県庁に用務があるということで駐車させたものであり、駐車場の目的外利用とは考えていない。特定車両の所有者である職員に対しては、所属する部の幹事室を通じて口頭で注意を行っているが、『夜遅くまで駐車をしていた』ことについて、外部から見ると駐車場の目的外利用という誤解を受けやすいので、十分に気を付けるようにとの趣旨で行ったものであり、目的外利用を理由として行ったものではない。したがって、特定車両に関する文書は存在しない。」と明記されていることに関し、審査会の事務局である広島県庁の担当部署及び実施機関が、上記の特定車両が「翌朝まで駐車し続けていた事実」を、単なる「夜遅くまで」という表現にして審査会の委員へ説明したことが適法かつ適正な行政（判断）行為であることが記載されている文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 22 年 1 月 19 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 3 月 14 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとお

りである。

本件処分は、広島県庁の外来者駐車場（以下単に「外来者駐車場」という。）に特定車両の所有者である職員（以下「本件職員」という。）が夜遅くまで駐車していたという表現は、翌日の早朝時点で降っていた雨がやんだ後で、かつ、外来者駐車場の鍵が開いた後に出庫するまでの間を目的外利用の違法駐車をしたという明白な事実を仮装したものであり、このことを審査会の委員へ説明したことが適法、かつ、適正な行政（判断）行為であることが記載されている文書を不当に不開示（不存在）としたものである。

既に、翌日の早朝時点で降っていた雨がやんだ後で、かつ、外来者駐車場の鍵が開いた後に出庫した跡を明示した写真は、平成 18 年 11 月 5 日付け行政文書開示請求書に添付して提出している。

このことから、県庁に用務があるということで駐車させたものであり、外来者駐車場の目的外利用とは考えていないという実施機関の説明が、担当部署の詭弁でないというのなら、開示請求の対象とした文書は当然に存在することから、速やかに開示するよう要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

外来者駐車場は、県庁に用務のある方が利用できるものであり、駐車整理票に県庁に用務があると記載されれば、県職員であっても駐車させている。異議申立人の指摘する特定車両についても、県庁に用務があるということで駐車させたものであり、外来者駐車場の目的外利用とは考えていない。

本件請求当時、総務室の職員は、本件職員に「外来者駐車場の目的外利用という誤解を受けやすいので、十分気を付けるように」と所属の幹事室を通じて口頭で注意をしているが、これは当日翌朝まで駐車していたかどうかは焦点に充てておらず、あくまで今後における注意喚起を行ったところであり、「夜遅くまで」という表現にしたことに作為はない。

また、審査会への説明は、総務室長の決裁を経て組織的に判断しているものであり、適法かつ適正な行政（判断）行為であることが前提となっており、そのことが記載されている文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、別件諮問事案の答申に記載された実施機関の説明要旨に関して、審査会の事務局である広島県庁の担当部署及び実施機関が、特定車両が「翌朝まで駐車し続けていた事実」を、単なる「夜遅くまで」という表現にして審査会の委員へ説明したことが、適法かつ適正な行政（判断）行為であることが記載されている文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件処分は特定車両による目的外利用の違法駐車という事実を仮装したものであり、本件請求文書は当然に存在する旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

別件諮問事案の答申には、審査会に対する実施機関からの意見聴取を踏まえ、異議申立人が開示請求書で指摘するとおり記載されている。

この答申で触れられている「本件職員に対する注意」に関し、当審査会から実施機関に対して確認したところ、外来者駐車場が閉鎖される17時30分以降、長時間にわたって駐車していたことを理由として本件職員に注意を行ったが、本件職員が何時まで駐車し続けていたのかは把握していないということであった。

このことから、実施機関は、本件職員による具体的な出庫時間を把握していないため、「夜遅くまで」という表現で審査会に対して説明したに過ぎないものと考えられる。

そうすると、このように表現することについて、実施機関において違法性や不適切性を検討しなかったとしても不自然とはいえない。

また、実施機関の説明によれば、実施機関は、本件職員による駐車を外来者駐車場の目的外利用とは認識しておらず、本件職員への口頭による注意は、今後における注意喚起の趣旨で行われたということであるから、実施機関が本件職員による具体的な出庫時間の把握までは行っていないことも不自然とはいえない。

念のため、別件諮問事案における意見聴取に際して、説明内容に関する事前の検討等を行った文書や説明内容に関する報告を行った文書が残されていないか実施機関に確認したところ、意見聴取の出席者の職、氏名を記載して審査会へ提出した回答文書以外は残されていないということであった。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
22. 5. 26	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 24	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 25	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 3. 20 (平成 30 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授